

# そのほかの金融商品など

## 商品先物取引

●**特徴** 商品先物取引とは「将来の一定の時期に商品とその対価の授受を約する売買取引で、その目的物の商品を転売または買戻したときは差金(当初の買値または売値と、転売または買戻したときの売値または買値の、差額)の授受によって決済することができる取引」です。つまり、約束した将来の期日前であれば、手元に商品がなくても売る契約ができるし、買う契約をした場合でも差金決済をすれば商品を受取らなくてもよいということになります。

### <留意事項>

●**取引** 商品先物取引は商品取引所で行われます。一般の投資家は商品先物取引業者(商品先物取引法に基づく許可を受けた会社。)に取引を委託して行います。その際、商品先物取引業者が個別に定める**証拠金**が最低の投資資金として必要となります。投資家が商品先物取引業者に預けた投資資金は、商品先物取引業者を通じて**(株)日本商品清算機構**に預託され、商品先物取引業者の財産とはわけて保管されます。

たとえば現在の総取引金額が100万円、証拠金が10万円の商品について値上がりを予想して買い付けた場合、130万円に値上がりして転売すれば30万円の利益となるので、10万円で3倍の利益が出たということになります。逆に70万円に値下がりしてしまい転売すると30万円の損失となるので証拠金の3倍の損となります(ほかに取引を委託する手数料と手数料に係る消費税などがかかります)。

商品先物取引は、投資家の保護を目的として初期投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引(損失限定取引)などがありますが、相場の短期的な変動によって損益が生じることから、基本的にハイリスク・ハイリターン取引です。

●**注意** 日々の証拠金計算の結果、相場が予想とは逆の方向に動き、証拠金の担保能力が一定の水準を下回って、なお取引の継続を望む場合には、証拠金を追加で預託する必要がありますので、取引する場合は余裕資金で行うことが大切です。

## 金

●**特徴** 金は国際的に取引されている投資商品の代表格で、戦争や国際的金融不安、インフレなど、政治情勢や経済情勢が混乱しているときに値上がりしてきました。そうした意味で資産保全のために保有することがしばしばあります。

●**種類** 金投資では、金地金と金貨がよく知られていますが、純金積立金やETFなどの金融商品もあります。金地金は地金商、商品先物取引業者、銀行、貴金属店などで取扱っています。金貨は各国政府が発行している法定通貨です。地金型の金貨の価格は金相場に連動しますが、製造費などがかかるので、同量の金地金より割高です。24K(カラット)、22Kの違いがありますが、同じ重量の金を比較した場合、24Kは22Kよりも金の含有量は多くなります。

ちなみに24Kとは製品全体が金つまり純金のことで、22Kには一部銀や銅が含まれています。純金積立は、毎月一定額の金の買付けを行って積立てていくもので、月々3千円以上千円単位が主流です。いつでも時価で現金化が可能で、取扱い業者によっては、金地金やジュエリーとの交換もできます。

金ETFは金価格に連動した上場投資信託のことで、証券会社で売買ができます。金ETFは投資家の購入額に応じて金地金を購入・保管する仕組みとなっている(一部商品を除く)ため、取扱い会社が破たんした場合でも投資家は保護されます。また金ETFは取引所に上場されていますから、金価格の将来の値下がりを見越した場合には、株式同様、売りから取引を始めることもできます(信用取引)。投資の単

位は数千円から数万円程度で、商品によって異なります。

●**価格表示** 価格の表示方法には、「トロイオンス」(TOZ: 31.1035g)当たりのドル建ての国際価格と、グラム当たりの円建て価格があります。

### ＜留意事項＞

●**リスク** 金は通常、利息がつかず値上がり益を求めることとなりますが、価格変動リスクがあり、市場の取引状況によって価格が上下します。また、金は国際的にはドル建てで、国内では円建てで取引されているので、国内の金価格は円ドル為替相場の変動リスクがあります。

●**税金** 地金や金貨、純金積立の売却益は、保有の目的や期間によって税金の取扱いが異なりますが、原則、譲渡所得として扱われ、総合課税で確定申告が必要です。

なお、平成24年1月1日より、地金売却時の確定申告の促進を目的として、地金売却による支払額が200万円を超える場合、金地金を買取った業者は売却した顧客の「住所」、「氏名」、「金地金等の種類」、「重量」、「支払金額」、「支払確定年月日」を記載した「金地金等の譲渡の対価の支払調書」を税務署に提出することが義務づけられています。

#### 知るほふと ひとくちメモ⑤

知るほふとでは、みなさんの企画した講演会、講習会、勉強会に出向き講師を勤める「金融広報アドバイザー」を各地委員会から派遣しています。金融広報アドバイザーは、金融についての基礎的な情報や知識を広めることを目的としてボランティアで活動しています。「家計簿のつけ方を勉強したい!」「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい!」などなど、くらしの金融情報を勉強したいと思ったら、各都道府県にあるお近くの金融広報委員会にご相談ください(各地委員会の連絡先は294、295ページをご覧ください)。

